

2月定例教育委員会会議録

開催年月日	令和4年2月17日(木)
開催日時	午後3時00分
開催場所	本庁7階 中会議室
出席委員	教育長 三笥 眞治郎 職務代理者 木下 靖郎 委員 永山 眞江 委員 諫本 憲司 委員 古田 嘉寿美 委員 佐々木 美徳 委員 荒川 富士子
出席参与	教育次長 河野 徹 教育総務課長 塚原 美保 学校教育課長(代理) 伊藤 恭子 社会教育課長 園田恭一郎 文化財保護課長 吉田 博嗣 博物館長 行時 志郎 咸宜園教育研究センター長 華藤 善紹 淡窓図書館長 穴井 健生 兼世界遺産推進室長 スポーツ振興課長 本川 明 人権・部落差別解消教育課長 梶原 英幸 学校給食課長 羽田 康浩
書記	教育総務課 総務企画係 主幹(総括) 渡辺 寛幸
附議議案	議案第3号 令和3年度日田市一般会計補正予算教育費について 議案第4号 令和4年度日田市一般会計予算教育費について 議案第5号 旧日田市立出野小学校用地の変更について 議案第6号 日田市大山文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について 議案第7号 日田市大山文化センターの指定管理者の指定の変更について 議案第8号 ガランドヤ古墳公園の設置及び管理に関する条例の制定について 報告第4号 令和4年1月期寄附採納について

教 育 長	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>ただいまから、2月定例教育委員会を開催いたします。</p> <p>前回議事録の確認でございますが、1月定例教育委員会の議事録について変更はございませんでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>御了解いただけましたら、会議終了後に署名をお願いいたします。</p> <p>教育長の一般報告につきましては、御手元に配付しております資料により報告とさせていただきます。</p> <p>それでは早速、議事に入りたいと思います。</p> <p>議案第3号について説明をお願いします。</p>
教育総務課長	<p>それでは議案集の1ページをお願いいたします。</p> <p>議案第3号 令和3年度日田市一般会計補正予算教育費についてでございます。</p> <p>今回の3月補正では、年度末を迎えまして、各事業に要しました費用の確定及び決算見込みに伴います計数整理が主なものでございます。</p> <p>内容につきましては、別冊1の資料により御説明をいたします。</p> <p>【別冊1により説明】</p>
教 育 長	<p>議案第3号 令和3年度日田市一般会計補正予算教育費についての説明でございました。</p> <p>これにつきまして、何か御質疑等ございませんでしょうか。</p>
諫 本 委 員	<p>5ページのNo.8 石井小学校のプールについては受託業者の廃業ということで事業が延びたことになってはいますが、設計業者が廃業されたのですか。同じ契約の内容でまた進めるということでしょうか。</p>
教育総務課長	<p>委託期間が令和3年10月22日から今年の3月14日まででございましたので一部の業務は進んでいたところでございますので、そこまでの出来高の分はお支払いした上で、残りの部分を新たな方に来年度に発注するという形になります。</p>
永 山 委 員	<p>コロナの影響でできなかったことが多過ぎて、何か寂しいなど思いながら拝見しているのですが、例えば、No.20の学びアップ事業、これも水曜日と土曜日というところから始まって、</p>

<p>学校教育課長代理</p>	<p>基礎学力の定着を図ることにすごく成果があったと思います。</p> <p>それで今、学校も休業になり、オンラインだとなかなか質問しづらかったり、生徒が困っている様子が先生にも見えなかったり、できない子はできません、わかりませんといったことを伝えることが苦手で、何が分からないのかが分からないので、この事業はものすごく生徒さんたちに寄り添ういい事業だと思っているのですが、今のこの状況では仕方がないというのは十分理解した上で、そういう学びのサポートが必要な子どもたちを何か救済できるような、これに代わるものですか、例えば、学校で個別の支援だったり、何かセーフティーネットがあるのかなという部分がもし分かれば教えてください。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>学びアップ事業に関しましては、講師の先生方が学校に来ていただくということで、講師の先生方の健康面等も考慮した上で中止を決断せざるを得ないという状況がございまして、今回減額の補正をお願いしたところでございます。</p> <p>当然、学校の現場につきましては、感染症対策を十分気をつけながら、できる限り外部の方々にも御協力をいただきながら、運営をさせていただいているところでございます。</p> <p>また、あわせまして今年度からは、AIドリルというものを学校の現場で使用させていただいております。</p> <p>今年度は経済産業省の実証実験を利用して、無償で使わせていただいているということがございますので、子どもたちの能力に応じた勉強ができるという状況になっているところではございます。</p>
<p>教 育 長</p> <p>教育総務課長</p>	<p>ほかにございませんでしょうか。</p> <p>ないようですので、議案第3号につきましては、原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>それでは、議案第3号は原案のとおり可決されました。</p> <p>続きまして、議案第4号について説明をお願いします。</p> <p>それでは議案集の2ページをお願いいたします。</p> <p>議案第4号 令和4年度日田市一般会計予算教育費についてでございます。</p> <p>説明につきましては、別冊2及び別冊3の資料で行います。初めに別冊2の資料をお願いいたします。</p> <p>【別冊2により説明】</p> <p>続きまして、別冊3の資料で、令和4年度の主だった事業の説</p>

<p>教 育 長</p>	<p>明をさせていただきます。 【別冊3により説明】</p> <p>議案第4号 令和4年度日田市一般会計予算教育費についての説明でございました。 これについて何か御質疑等ございませんでしょうか。</p>
<p>古 田 委 員</p>	<p>No.1 ICT教育環境整備事業についてですけれど、昨年度もおそらくすごく予算をかけていたのではないかと思います。学校訪問に行ってみると限りでは十分使用できていたと思いますが、学校無線LAN環境は全部改修するのですか。</p> <p>また新たに設置するのかどうかということ、端末持ち帰り対応モバイルWi-Fiルータ整備で430万というのは、この間、家にWi-Fiが通っているかどうかというアンケートを取られていたと思います。それを対象にこの台数ということなのでしょうか。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>まず、無線LAN環境の改修に関してですけれども、学校訪問で見ていただいた学校は、比較的動いていたというところはあるのですが、やはり大規模な学校、ここに挙げております咸宜小学校、三芳小学校、光岡小学校、中学校ですと東部中学校・三隈中学校といったところはやはり多くの教室で一斉に使うと教室の中の一部で動きが悪くなったり、画面が止まったりとか、そういった状況はずっと伺っていたところでございます。そのために今年度補正予算で、まずは環境の調査、電波の状況等を専門業者に委託をしまして調査をした結果、やはりこの対象の学校については、アクセスポイント、無線を飛ばす機械ですけれども、こちらの数が足りないだろうというところで、増設が必要だろうということになり、まずはこの対象の9校については、改修を行うというところでございます。</p> <p>残りの学校につきましても部分的に悪いというところがございます。それら個別に対応していく予定でございます。</p> <p>それからモバイルWi-Fiルータについては、おっしゃったとおり昨年11月に調査をさせていただきまして、通信環境がある家庭でも使用の上限のない契約もありますし、そうではなくて、使った通信量によって課金されるといった契約もありますので、そういった家庭等はルータの貸与の対象としたいと考えております。ただ御兄弟がいらっしゃる家庭もありますので、世帯に1台あればというところで計算をさせていただきまして、小学校</p>

<p>佐々木委員</p>	<p>3年生から中学3年生の中で、予備分も含め380台が妥当でないかというところで要求しております。</p> <p>中学校の整備のうち、東部中学校ですけれども、バリアフリーのためにエレベーターを2基設置するということでありましたけれども、ランニングコストや保守点検等、結構費用もかかると思うのですが、今後、市内の小中学校にはどの程度設置して、現在のどの程度設置されているのかというところを御説明いただきたいです。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>まず、エレベーターの設置の状況でございますけれども、小学校につきましては、18校中9校、中学校につきましては12校中7校、小中一貫校もありますけれども、大体半数程度は設置が終わっているというところです。</p> <p>いずれも大規模改修を行った際には、あわせて設置を行っているという状況でございます。</p> <p>国のバリアフリー化の整備方針の中でも、障がいのある生徒、合理的配慮が必要な生徒がいるところについては、令和7年度までに整備率を100%にしろというふうな方針があります。</p> <p>今後の大規模改修の中では、順次、設置をしていく方針で今のところ進めております。</p>
<p>永山委員</p>	<p>モバイルWi-Fiルータの件ですけれども、ルータを貸し出したら、ひよっとしたらですが、子どもさんのタブレット学習以外の目的にも使おうと思えば使える状況になっているのですか。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>今回お貸しするのがルータ本体のみということになっております。通信契約については、それぞれの御家庭でお願いするというところで、通信費については、御家庭に御負担をいただくというのが原則でございます。</p> <p>御家庭の利用状況に応じて、また、御兄弟の数とかに応じて通信の契約はそれぞれという考えになりますので、タブレット学習以外にも使われることはあるかもしれませんが、使い方によって通信の契約をしていただくということになります。</p>
<p>永山委員</p>	<p>例えば、SIMカードの貸与だと割とシンプルでわかりやすいのかなと思ったのですが、それよりもルータのほうが使い勝手がいいということですか。</p>

教 育 長	そこはタブレットの状況等、他の市町村と違いますよね。タブレットは何でも繋がるように設定していないという管理の仕方について、説明できますか。
教育総務課長	<p>S I Mカードだけを貸与するというやり方は、タブレットの種類がクロムブックという他の会社のものでありましたら本体にS I Mカードを挿してという形になります。例えば玖珠町で使っているタブレットは、そういった形でしか貸与ができないのかなというところでもあります。</p> <p>日田市の場合は本体にはカードを挿せませんので、ルータ本体をお貸しして、S I Mカードは御負担いただくというような形になっております。</p> <p>なお、就学援助世帯に対しましては通信費を、上限がございますけれども、国の事業もございましたので、補助していくというような形は取りたいと思っております。</p>
教 育 長	<p>まだまだセキュリティの関係とかいろいろ細かいところがあって、市町村で少しずつ違っていると思います。</p> <p>市教委で一括して管理できるということでしたが、セキュリティについて少し説明できますか。</p>
教育総務課長	<p>タブレットの本体にフィルタリングソフトを入れ、それで持ち帰っていただきますので、子どもさんが使う場合、ある程度のフィルタリングはかけられると考えておりますが、ただそれも絶対といいますか、全てのフィルタリングができるわけではございませんので、御家庭にも御協力をいただいて、各家庭での使い方のルールといったこともお願いをしていく予定でございます。</p>
教 育 長	<p>実際実施してみるとまだまだ課題は出てくるのではないかなと思います。</p>
荒 川 委 員	<p>No.5 特別支援教育活動サポート事業についてお尋ねします。</p> <p>まず、補助職員は年々増えていると思いますが、補助職員についてはどのように募集をなさっているのか、教師の資格が必要であったり、地域の方の希望者だったりするのか、また、資格によって手当が違うのかを教えてください。</p>
学校教育課長代理	<p>補助職員の募集につきましては、広報ひた1月1日号で募集をかけさせていただきまして、それで応募していただくという形を</p>

	<p>っております。現在、来年度の採用について、面接等を実施しながら進めているところです。</p> <p>資格要件ですが、教員資格を有することが望ましいとはさせていただいておりますが、必須要件ではございませんので、教員資格を持っていない方につきましても応募を受け付けております。保育士の資格を持っていらっしゃるりとか、特別支援教育に対して熱意のある方であったりとか、あとは御家族に障がいをお持ちの子どもさんがいる方など、いろんな方がいらっしゃいます。特別支援教育に御理解のある方、熱意のある方が応募してきていただいている状況でございます。</p> <p>それから手当の違いというご質問でございますが、それにつきましては特にございません。以上でございます。</p>
木 下 委 員	<p>No.2 小中学校への防犯カメラの設置についてです。新規の事業ということで、防犯面ではとても必要なことだと思うのですが、今回のカメラの設置については、遠隔での監視ができるような仕組みになっているのでしょうか。</p>
教 育 総 務 課 長	<p>基本的に常時監視をするということは想定しておりませんが、これからの実施設計の中で、学校や関係者の方とお話しながら、機種を選考を行っていくことになると思いますけれども、現時点では遠隔までは考えていないところでございます。</p> <p>あくまで抑止力という形で、何かあったときの記録になるというところでございます。</p>
諫 本 委 員	<p>先ほどのNo.5ですけれども、令和3年度は要望数が91名に対して配置が50人で、要望数全部というわけにはもちろんいかないのでしょうか、もう少し人数を増やしたいけれども予算の関係でこの人数になっているのか、その辺の考えを少しお聞きしたいのと、それからNo.8のICT支援員は大変助かっているという話を聞きます。ICT支援員の活用状況について教えていただければと思います。</p>
学 校 教 育 課 長 代 理	<p>まず、No.5の特別支援教育活動サポート事業でございます。</p> <p>資料にも記載させておりますけれども、対象児童数は年々増加しており、それに伴いまして、職員の要望数も増加しているのが現状でございます。</p> <p>ただ、特別な支援を必要とするお子さんに対するサポートに</p>

<p>教 育 長</p>	<p>は、特別支援学級の設置でありますとか、県費負担教職員の配置、児童生徒支援加配という教員の加配がございます。</p> <p>この事業とは別に、私どもとしましては、そういった正規の教職員を確保する、もしくは特別支援学級を必要なお子さんに対して設置をしていただくというのが必要ではないかと考えておりました、県への働きかけも並行して行っているところです。</p> <p>その上で、このサポート事業も行っているという状況でございます。</p> <p>それからICT教育支援事業でございますけれども、学校からの派遣要望に応じて、支援員が学校に出向いておりますが、今回の新型コロナウイルス感染症拡大で、多くの学校に休校が生じており、オンライン授業等も現在実施しておりますので、オンライン授業の準備やサポートにも入っていただき、毎日のように学校への支援を行っている状況でございます。</p> <p>ほかに何か御質疑ございませんか。</p> <p>それでは、ないようですのでお諮りをしたいと思います。</p> <p>議案第4号 令和4年度日田市一般会計予算教育費につきましては、原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>それでは、議案第4号は原案のとおり可決されました。</p> <p>続きまして、議案第5号について説明をお願いします。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>それでは議案集の3ページをお願いいたします。</p> <p>議案第5号 旧日田市立出野小学校用地の変更についてでございます。</p> <p>提案理由に記載のとおり、平成24年3月末に閉校いたしました旧日田市立出野小学校跡地に隣接する出野地区交流センターの施設の一部として屋根付広場を設置するに当たり、その敷地等につきまして、行政財産の用途を学校用地から出野地区交流センター用地に変更し、教育総務課からまちづくり推進課へ所管換えを行うものでございます。</p> <p>4ページをお願いいたします。</p> <p>議案の概要でございますが、旧出野小学校跡地の活用につきましては、地域住民との協議の結果、屋内運動場は取り壊し、プールは埋め戻し、その敷地に屋根付広場を新設することとなり、令和2年9月の定例教育委員会にて報告を行っております。</p> <p>新設する屋根付広場につきましては、グラウンドと合わせて出野地区交流センターの施設の一部として管理することとなっております。</p>

<p>教 育 長</p>	<p>ります。</p> <p>なお土地は2筆ございますが、このうち前津江町柚木2194番1につきましては、筆のうちグラウンド部分のみ所管換えをいたしますが、分筆は行わず、管理する範囲を明確にし、それぞれ所管するものでございます。</p> <p>5ページをお願いいたします。</p> <p>4の用途変更及び所管換えの年月日ですが、本定例教育委員会及び3月の第1回市議会定例会におきまして、関連議案の可決後、屋根付広場等の供用開始となります令和4年4月1日を予定しております。</p> <p>6ページをお願いいたします。</p> <p>今回、所管換え等の対象となる土地を茶色で示しております。</p> <p>また、7ページには、新設する屋根付広場及び附属施設の配置図を掲載しております。私からは以上でございます。</p> <p>議案第5号 旧日田市立出野小学校用地の変更についてでございます。これについて何か御質疑ございませんか。よろしいですか。</p> <p>それでは議案第5号につきましては、原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>議案第5号は、原案のとおり可決されました。</p> <p>続きまして議案第6号について説明をお願いします。</p>
<p>社会教育課長</p>	<p>議案第6号 日田市大山文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。</p> <p>議案につきましては、議案集の8ページからでございますが、35ページからの議案の概要において御説明を申し上げます。</p> <p>まず、議案提出の理由でございますが、現在行っておりますセンターの改修に伴いまして、施設の管理運営方法の見直しを行うにあたり、所要の措置を講じるものでございます。</p> <p>2番の根拠法令でございますが、地方自治法に基づくものでございます。</p> <p>3番の経過でございます。大山文化センターにつきましては、昭和56年、57年に整備されたものでございまして、総称して大山文化センターと呼んでいたものでございます。</p> <p>建築後40年が経過し、また、平成28年の耐震診断によりまして一部耐震性能を有していないことがわかりましたことから、今回の大規模改修工事を行って整備を進めているところでございます。</p>

整備に当たりましては、公民館とホール機能の強化を図るということで、検討委員会等に適宜説明を行いながら協議を行ってきたところでございます。

令和2年度には、公民館がリニューアルを完了いたしまして、令和3年度につきましては、ホール部分の改修を行っております。

整備に当たっては、文化振興だけでなく、会議や研修会、総称してカンファレンスと呼んでおりますけれども、そういったものの招致でありますとか、利用促進を図りまして、いろんな産業等との連携によって地域振興を図っていかうとするものでございます。

そのため、これまで貸館等が中心であった管理運営ではない事業にも取り組むこととしており、従来の指定管理者への委託から市直営の管理運営に変更する予定でございます。

次に、改正内容でございます。

(1)の第1条関係と(2)の第2条関係の2段階の改正を行います。

順番は変わりますが、5の施行の時期でございます。改正案の第1条は4月1日の施行、第2条は6月を超えない範囲で教育委員会規則で定める日としております。

これは、6にも記載しておりますが、工事の延長等の事情もございまして、7月1日からのスタートが難しいため、教育委員会規則に施行日を委任するという形にさせていただいているものでございます。

4に戻っていただいて、現行の条例では、管理運営が指定管理者によるものという規定になっております。先ほどから申し上げましたように、まずは、市直営、教育委員会による管理運営とするための規定の変更、また、将来的には、指定管理者制度を導入できるように規定を改めるものでございます。

それに伴い、(1)の※印のところでございますが、現在の公民館運営事業団への指定期間の変更につきましても、別途、議案を提出しております。

また、大山文化センターが何をするのかということの規定するため、この条文の中に芸術文化等の事業、あるいは、会議、研修、講習のために施設を提供する事業と定めるものでございます。

さらに、これまでセンターには運営委員会を設置していませんでしたが、今回を機に設置を行いまして、(3)になりますけれども、非常勤特別職の規定を設けるということにしております。

ここまでが4月1日施行分でございます、続いて第2条関係でございます。

これは、供用開始をするための改正でございます、施設の機能でありますとか、開館時間、休館日、施設の使用料等を定めるものでございます。

施設は、ホールと多目的ホール、イベント広場というものが設置されておまして、それぞれ使用料等の設定もいたします。

開館時間は、午前9時から午後10時までとしておまして、休館日は年末年始のほか、火曜日といたしまして、休日と重なった場合は翌日とするという規定を設けます。

火曜日としましたのは、これまで市民文化会館パトリア日田の休館日が月曜日でありまして、重ならないようにするものでございます。

次に使用料でございます。これは、表として38ページにお示ししておりますが、これまでの料金設定について、今回を機に見直しを行ったものでございます。

基本的には、類似施設でありますパトリアの料金設定を参考にしたものになっております。

39ページの※印の欄でございます。

これまで、階層的に入場料の額を3,000円以下、これは無料を含んでいたわけでございますが、それと3,000円を超える場合の2区分でしたが、入場料を徴収しない場合と3,000円以下、最大で3,000円となりますが、これが同額であったという設定でありまして、ちょっと均衡がとれていない状況でした。

それから、パトリアの区分設定が4段階になっておまして、1番高い区分の料金設定が基準の2倍という設定になっておりますが、大山文化センターの利用形態がパトリアと違って興業等ではなく、会議や研修会が主になり、それを招致することで地域のにぎわいを創出しようとするものでございますので、類似施設と比較した場合の利用促進を図っていくという観点から、上限を通常料金の1.5倍にして、3区分で運用をしていこうと考えているものでございます。

また、新しく設置されます多目的ホールにつきましては、ホールと同様の方法で算出をいたしております。利用としましては、各種展示などが多くなるものと思っております。

また、イベント広場につきましては、同種であります公園や日田駅前広場と同額としたものでございます。

40ページの8から以降につきましては、参考資料という形で添付しておりますので、経過や整備概要、あるいは経費について

<p>教 育 長</p>	<p>まとめておりますので、御覧いただきたいと思ひます。 説明は以上でございます。</p> <p>議案第6号 日田市大山文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての説明でございました。</p> <p>ただいまの説明について何か御質疑はございませんでしょうか。</p> <p>指定管理者による管理運営から市の直営、教育委員会による直営の管理にするということと、改修後の大山文化センターの施設管理等を踏まえた改正ということが主な内容でございましたけれども、御質問等がなければ、お諮りをしたいと思ひます。</p> <p>議案第6号については原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>それでは、議案第6号については原案のとおり可決されました。</p> <p>続きまして、議案第7号について説明をお願いします。</p>
<p>社会教育課長</p>	<p>議案第7号 日田市大山文化センターの指定管理者の指定の変更についてでございます。</p> <p>議案につきましては、議案集の43ページからでございます。</p> <p>44ページの概要をお願いいたします。</p> <p>議案につきましては、条例議案の説明の中で、一部触れさせていただきましたが、今年度末をもって大山文化センターにつきましては、現在指定管理をお願いしております公民館運営事業団による指定管理を終了し、市直営とするため、法の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。</p> <p>現行では、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5か年の指定管理期間としておりましたけれども、運営内容の見直し等を踏まえまして、市直営といたしますことから、本年度末の3月31日までとするものでございます。以上でございます。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>それでは議案第7号 日田市大山文化センターの指定管理者の指定の変更についてということで、先ほどの説明と絡んでくるわけですが、これについて何か御質疑等ございませんか。</p> <p>それでは議案第7号については、原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>それでは議案第7号は、原案のとおり可決されました。</p> <p>続きまして、議案第8号について説明をお願いします。</p>

文化財保護課長

議案第8号 ガランドヤ古墳公園の設置及び管理に関する条例の制定について御説明いたします。

議案集の45ページから49ページまで議案の条文をお示ししております。また、議案集の50ページから条例の概要を記載しておりますので、50ページを御用意いただきたいと思います。

1番目、条例制定の理由につきまして、国の史跡に指定されるガランドヤ古墳ですが、今年度末をもって一次整備が完了し、公園の供用が開始されることに伴い、古墳の保存管理及び公開活用並びに歴史とふれあう市民の憩いの場として、ガランドヤ古墳公園を設置するに当たり、地方自治法第244条の2第1項の規定により、所要の事項を定めるものでございます。

また、2では根拠法令を地方自治法として明記しております。

次に、3の条例制定の内容についてですが、名称及び位置については、名称はガランドヤ古墳公園といたします。

位置については、日田市大字石井、石井町3丁目1187番地となっております。この1187番地は、ガランドヤ古墳1号墳の位置を示しております。

また、次の(2)では、ガランドヤ古墳公園に置く施設を規定しております。

①ガイダンス棟、②1号墳、③2号墳となっております。

次の(3)では開園時間及び休園日を記載しており、開園時間については午前9時から午後5時まで、休園日については12月29日から翌年の1月3日までとしております。

(4)ですが、これは第6条関係のもので、行為の制限及び許可について規定しております。

また、(5)は第9条関係ですが、入園料は無料といたします。

(6)は第10条関係として使用料を規定し、(7)では第11条関係の使用料の減免に関する規定がございます。

(10)ですが、これは第16条関係として、条例の施行に関し必要な事項は教育委員会規則で定めることとなっているものです。

なお、この第16条に規定する規則につきましては、次回3月の定例教育委員会においてお諮りする予定でございます。

本条例の施行日につきましては、令和4年第1回市議会におきまして、承認を得た後の議決後の令和4年3月27日を予定するものでございます。

資料の52ページをお開きください。

公園全体の平面図がございます。右から1号墳、左手には2号墳、また2号墳の右下には、ガイダンス棟がございまして、この3つが主な施設となっております。

	<p>まず1号墳ですが、この石室の内部公開については、当面の間は10月から翌年3月までの間、月1回を公開日として予定しております。</p> <p>なお、この10月から翌年3月までの公開可能な期間におきましては、市内小・中学校や公民館等の見学につきまして平日の対応を別途考えているところでございます。</p> <p>次に2号墳は、現在未整備のため、非公開とするものです。</p> <p>また、ガイダンス棟では展示パネルや古墳の模型などの常設展示に加えて、普段は見る事ができない石室内部のVR画像や解説動画などをお手持ちのスマートフォンを利用して御覧いただくことができます。</p> <p>なお、解説動画は、英語、中国語、韓国語など、多言語の対応となっております。</p> <p>先のVR画像ですが、これは今、小中学生に配付しているタブレットでも動作の確認を終えておりますので、タブレットでも利用が可能だと考えております。説明は以上でございます。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>議案第8号 ガランドヤ古墳公園の設置及び管理に関する条例の制定についてでございますけれども、これについて何か御質疑ございませんでしょうか。</p> <p>それではないようですので、議案第8号については、原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>それでは、議案第8号は原案のとおり可決されました。</p> <p>議事は以上でございます。</p> <p>続きまして、報告第4号について説明をお願いします。</p>
<p>書 記</p>	<p>それでは、議案集の54ページをお願いいたします。</p> <p>報告第4号 令和4年1月期寄附採納についてでございます。</p> <p>まず、地区寄附の採納が1団体1件でございますが、財津町の有限会社五葉苑代表 浦塚大学様から戸山中学校へサージカルマスク400枚、1万円相当を御寄附いただいたものでございます。</p> <p>また、一般寄附の1件目でございますが、北部中学校にも同様に1,200枚、3万円相当を御寄附いただいております。</p> <p>昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症の予防対策として御寄附をいただいたものでございます。</p> <p>一般寄附の採納は、先ほどの五葉苑様からの御寄附を含め3団体3件でございます。</p> <p>2件目でございますが、東京都の「防災一人語り」推進グルー</p>

<p>教 育 長</p>	<p>プ様から市内各中学校へ、バイリンガル絵本「いのちのぼとん」 12冊を御寄附いただいております。防災教育の一環として、御寄附をいただいたものでございます。</p> <p>3件目は、東京都の公益財団法人ベルマーク教育助成財団様から前津江小学校へ、液晶テレビ1台、ディスプレイスタンド1台、CDラジオ2台、電子ホイッスル1個、20万円相当を御寄附いただいております。当財団は、中山間地や離島にある教育環境の厳しい地域の学校に対しまして、不足した教材機器類の整備拡充の援助を行うことを目的としておりまして、今回、大分県教育委員会から前津江小学校を御推薦いただき、学校が希望する物品を御寄附いただいたものでございます。</p> <p>1月につきましては、以上4件、物品相当額が24万円の御寄附をいただいております。以上でございます。</p> <p>それでは、ただいまの1月期の寄附採納について何か御質疑ございませんでしょうか。</p> <p>ないようですので、次に、その他について説明をお願いします。</p>
<p>教 育 総 務 課 長</p>	<p>それでは、3月期の定例教育委員会の日程についてでございます。3月24日木曜日13時30分から勉強会、15時から定例教育委員会をお願いしたいと思います。以上でございます。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>それでは3月期の定例教育委員会は、3月24日木曜日13時30分から勉強会、15時から定例教育委員会という予定でございます。これについてはよろしいでしょうか。</p> <p>それでは、そのように決定をしたいと思います。</p> <p>そのほか何かございませんでしょうか。</p>
<p>佐 々 木 委 員</p>	<p>質問ですが、今、小中学校で新型コロナウイルスに感染された子どもさんがたくさんいらっしゃいます。</p> <p>保護者に対する情報共有と情報公開というのは、どういうふうになっているのかを少しお聞きしたいです。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>感染した子どもさんじゃなく、クラスだったり学校の保護者だったりに対してということですよ。</p>
<p>教 育 総 務 課 長</p>	<p>明確に規定しているわけではございませんけれども、やはり個人が特定されないということは、子どもへの影響を考えたときに</p>

<p>教 育 長</p>	<p>1番考えて行っているところでもありますけれども、また一方で、保護者の方には、最低限必要な情報はお伝えしないと仕事に影響があったりとか、そういったところがありますので、そういった兼ね合いを考えた上で、学校が臨時休業するときは、学校の中で感染者が出ましたのというようなお伝えの仕方、学級になると濃厚接触者になったりということがありますので、同じ学級の方にはある程度お伝えするとか、そういった配慮を行いながら、御連絡を各学校で行っている状況でございます。</p> <p>最初は保健所の調査、子どもで感染者が出た場合に、子どもがどのような方と一緒に遊んだりいろんなことがあったのか、そして、それがどの程度だったのか等を調査する。</p> <p>そして、調査や結果を受けて、休校にしたり、学級閉鎖をしたり、再開したりっていうようなことを繰り返し行っているという状況であります。</p> <p>そのときに、全員の御家庭に、今何年生が感染しましたなどというのは中々お伝えできないものですから、少し情報不足にお感じになれるのかなと思います。一応特定ができないような形で情報提供ということで御理解をいただいているというところではないかと。</p> <p>せっかく学校が再開したのに、また休みになるということがあって、またですか、みたいな感じもあろうかと思うのですが、調査のための時間が2、3日はかかっているということを御理解いただければと思っております。</p> <p>中々明確な規定というのはないということになります。</p> <p>そのほかありませんか。</p> <p>なければ、以上をもちまして、2月の定例教育委員会を閉会いたします。</p> <p>長時間お疲れさまでございました。</p> <p style="text-align: right;">終了時刻：午後5時12分</p>
--------------	---